

事務連絡  
平成28年5月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
職業安定局総務課

## 医療機関等における雇用調整助成金を活用した雇用維持について

日頃より、医療行政に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を 3 ヶ月から 1 ヶ月に短縮する等の特例措置（別紙 1）を 4 月 22 日より公表し、さらに、5 月 9 日付けで助成率の引上げ等を内容とする更なる特例措置（別紙 2）を講じる方針を取りまとめました。

この特例措置が実施された場合には、熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、例えば、従業員の休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（九州内の事業所の場合には中小企業4／5、大企業2／3）が助成されることとなります。

つきましては、貴管内の医療機関等において、本特例措置も活用しつつ、従業員の雇用維持に努めていただく旨、貴管内の医療機関等へ周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金をはじめとする支援措置の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

(参考資料) 特例措置適用前の雇用調整助成金の概要

(※) 平成 28 年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金制度の特例については、厚生労働省の HP で順次更新していくので、ご参考いただけましたら幸いです。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kyouroudou/kyoukyufukin/pageL07.html>

